

大阪市水道局告示第26号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月16日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地	指定年月日
大阪商工 信用金庫	豊中支店	大阪府豊中市服部南町四丁目1番37号	令和7年 4月2日

(水道局総務部経理課)